

## 中間報告書(2)の要旨等

学校法人日本大学 監事

### 第1 はじめに

本書面は、中間報告書(2)の要旨を記載し、若干の補足説明を行うものである。

調査対象者は全て実名で調査に応じているが、調査の性質上、この要旨等には、被告人ら及びその関連会社並びに田中前理事長を除き「甲」「A社」等の仮名で表記する。

### 第2 中間報告の範囲（中間報告書(2) 第1）

井ノ口忠男氏、藪本雅巳氏及び吉田徹也氏が令和3年11月16日に起訴された事件（第2事件）について、現時点において確認された事実並びにこれに基づく関係者の義務違反の有無及び学校法人日本大学の損害を中心に報告する。今後の調査により、新たな事実が判明した場合には、報告内容に変更が生じる可能性がある。

第1事件及び第2事件の責任、田中前理事長の所得税法違反事件を含む関連事実の調査結果、原因及び再発防止策等については、第三者委員会の調査報告書において示される予定である。

### 第3 調査により確認された事実，義務違反の有無及び日大の損害

#### 1 調査により確認された事実（中間報告書(2) 第5）

※中間報告書(2) 第5の項目の要旨は9頁以降に別紙として添付する。

|   |
|---|
| 甲 … 事業部元代表取締役                                   |
| 乙 … 事業部社員（本件電子カルテシステムの部門システム部分におけるベンダーとの交渉等を担当） |

#### (1) 概要

医学部は、板橋病院が締結する医療機器等の調達を目的とする契約に関する、価格対価の適正等を確保するためのコンサルティング業務（契約コンサルティング業務）、及び、板橋病院に関する経営改善コンサルティング業務を事業部に委託し、事業部は、これらの業務を、吉田氏が代表取締役を務めるFHIに再委託していた。

事業部には、病院関係の調達業務を担当する社員が1名のみで、当該社員に直属の上司がおらず、本来あるべき姿ではないが、事業部の再委託先である吉田氏が事業部の病院部門の「部長」のような立場で業務を行っていた。高額案件や新規案件などは、井ノ口氏と吉田氏が協議して決定しており、事業部の病院部門は、実態としては、井ノ口氏→吉田氏→社員という指示系統で業務が遂行されていた。

医学部付属板橋病院は、令和3年、本件医療機器7式の入れ替え、本件電子カルテシステムの延命対応を行った。これらは、事業部及び吉田氏が主導した。

本件医療機器7式とは、MRI装置2式、CT装置3式、X線血管撮影装置2式のことである。

本件電子カルテシステムは、以下のとおり、3個の部分に分けて考えられるが、今回、第2事件で問題とされたのは、下記③の部門システム部分に関する取引である。

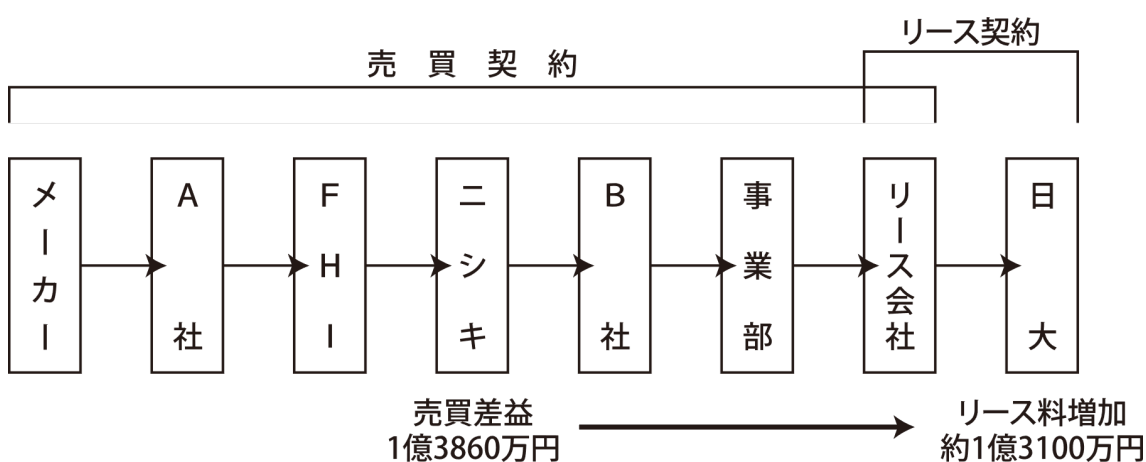
- ① 基幹システム部分（電子カルテシステムや医事会計システムなど）
- ② ハードウェア部分（クライアントマシン、プリンタなど）
- ③ 部門システム部分（病院内の各部門に対応したシステム）

本件医療機器7式と本件電子カルテシステムのいずれも、事業部が購入して売主となり、日大が入札によって選定したリース会社との間でリース契約を締結した。手続き自体は学内の規定に従って行われた。

しかし、井ノ口氏の指示により、事業部が購入してリース会社に売却する商流の中（つまり、メーカー又はベンダーと事業部との間）に、藪本氏の関連会社（ニシキ又はインテリジェンス）が入り、本件医療機器7式ではニシキに約1億3000万円、本件電子カルテシステムのうち部門システム部分ではインテリジェンスに約6700万円の売買差益を生じさせた。その売買差益分が上乗せされた金額を前提に、日大はリース会社との間でリース契約を締結することになった。

ニシキ、インテリジェンスは、本件医療機器7式の入れ替え、本件電子カルテシステムの延命対応に関して何らの業務を行っておらず、与信等の関係でも商流に入れる合理的理由のない会社であった。

## (2) 本件医療機器7式の商流



### ア 商流の概要

井ノ口氏及び吉田氏は、メーカーから直接調達するのではなく、A社、FHI、ニシキ及びB社を経て調達した。

### イ FHIを商流に入れた点について（吉田氏の主張）

吉田氏によれば、本件医療機器7の導入については病院のルーティンに含まれないイレギュラーなケースであり、コンサルティング業務の対価とは別に成功報酬をもらうつもりであった。この主張の正当性については、下記(4)

で検討する。

ウ A社を商流に入れた点について（吉田氏の説明）

当初は、FHIがメーカーから直接仕入れる予定であったが、FHIがメーカーから与信を得られなかったことから、A社を介在させることにした。

エ ニシキを商流に入れた理由

吉田氏の説明によれば、井ノ口氏の指示でニシキを商流に入れたにすぎず、与信等、商流に入れる合理的理由はなかった。ニシキ、ひいては藪本氏に利益を与えるためであったと考えられる。

なお、井ノ口氏は、弁護士を通じて、ニシキを商流に入れることを提案したのは吉田氏であると説明しているが、ニシキを商流に入れることによって直接的な利益を得ているのは井ノ口氏や藪本氏である。井ノ口氏は、藪本氏に利益を得させようとして、元々は藪本氏の関連会社に手数料を支払う方法を考えていたようであり、それには無理があると考えた吉田氏が、藪本氏に利益を与える具体的な方法として藪本氏の関連会社を商流に入れるという案を出した可能性は否定できないが、事業部の病院部門の指示系統を考えても、最終的には、井ノ口氏の意向によってニシキが商流に入ることが決まったと考えるのが合理的である。

オ B社を商流に入れた理由

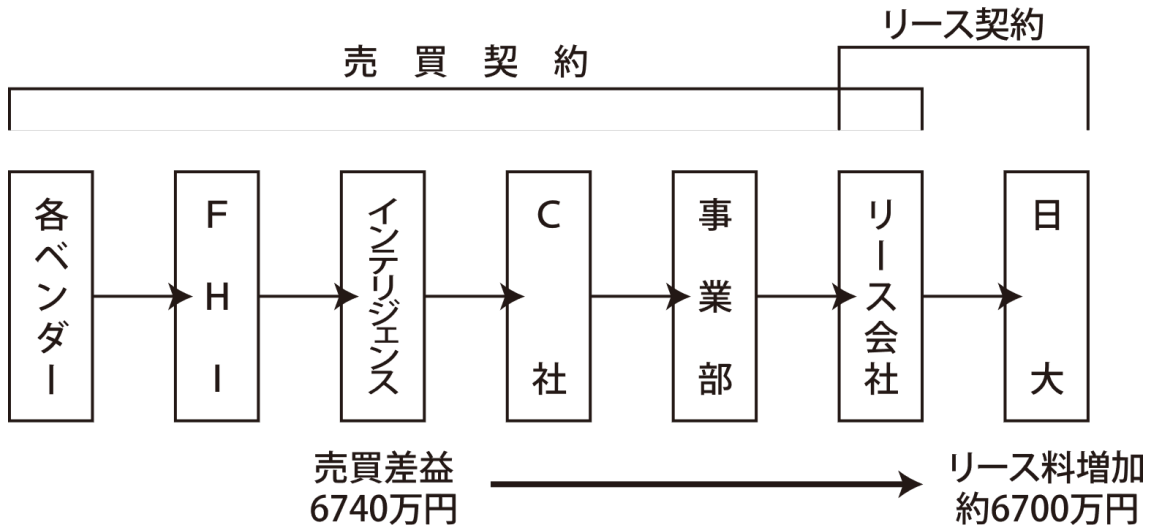
吉田氏によれば、B社の担当者が利益はほとんどいらないから窓口をさせて欲しいと求めてきた。井ノ口氏と藪本氏が、事業部の直接の契約相手が藪本氏の関連会社であるニシキになるのを避けるため、これを認めたものと考えられる。

カ 各社の利益

商流に介在している各社の利益（仕入れ値及び売値）は、吉田氏においても、資料が検察に押収されているため定かではなく、正確には確認できていない（調査チームにおいて、東京地方検察庁に対して資料の開示を求めている）。吉田氏によれば、ニシキは、1億3860万円の利益を得ている。

吉田氏によれば、本来であれば取引先に自社の仕入れ値を伝えることはないが、井ノ口氏からの指示で、井ノ口氏にはメーカーの売値を伝えており、ニシキの利益の額は井ノ口氏が決めた。これに対し、井ノ口氏は、弁護士を通じ、ニシキの利益の額は吉田氏が決めたと説明しているが、事業部の病院部門の指示系統を考えると、井ノ口氏が決めたと考えるのが合理的である。

(3) 本件電子カルテシステムのうち部門システム部分の商流



ア 商流の概要

本件電子カルテシステムのうち、①基幹システム部分及び②ハードウェア部分については、それらの商流に第三者は介在していない。

一方、③部門システム部分については、井ノ口氏及び吉田氏は、各ベンダーから直接調達するのではなく、FHI、ニシキ（後にインテリジェンスに変更）及びC社を経て調達した。

イ FHIを商流に入れた点について（吉田氏の主張）

吉田氏によれば、本件電子カルテシステムの更新（延命対応）については病院のルーティンに含まれないイレギュラーなケースであり、成功報酬として10%をもらうつもりであったとのことである。ここにいう10%というのは、本件電子カルテシステム全体に対する割合である。吉田氏の主張の正当性については、下記(4)のとおりである。

ウ インテリジェンスを商流に入れた理由

前記(2)のとおり、本件医療機器7式の商流に合理的な理由なくニシキを入れることになった。

吉田氏によれば、吉田氏は、本件電子カルテシステムの事業部の見積書作成にあたり、「今回はニシキを通さなくていいですよ」と井ノ口氏に確認したところ、井ノ口氏から、ニシキを通さなければならないと言われ、取引先の事実上のトップの指示であるのでこれを断ることができず、井ノ口氏の

指示に従った。本件部門システムに関しても、ニシキは何の業務も行っておらず、与信等、商流に入れる合理的な理由はなかった。

その後、吉田氏によれば、ニシキ側から、今回はニシキではなくインテリジェンスを入れると言われ、井ノ口氏からも、ニシキから言われたとおりにやるよう指示を受けたため、ニシキをインテリジェンスに変更することとした。ニシキと同様、インテリジェンスを商流に入れる合理的理由はなかった。

なお、井ノ口氏は、弁護士を通じて、インテリジェンスを商流に入れることを提案したのも、同社の利益を決めたのも、吉田氏であると説明しているが、吉田氏は井ノ口氏の主張を強く否定しており、本件医療機器7式と同様、井ノ口氏の意向によって、インテリジェンスが商流に入ること及びインテリジェンスの利益の額が決められたと考えるのが合理的である。

#### エ C社を商流に入れた理由

井ノ口氏は、吉田氏に「事業部がニシキから直接仕入れることはダメ」という趣旨のことを述べ、C社を介在させることを提案し、ニシキ（その後インテリジェンスに変更）と事業部の間にC社を商流に入れることとなった。

#### (4) F H I が商流に入ることの是非

F H I は、前記(1)のとおり、事業部から契約コンサルティング業務及び経営改善コンサルティング業務を受託していた。それにもかかわらず、自らが商流に入って利益を得ることが許されるのかが問題となるが、吉田氏は、F H I の契約コンサルティング業務の実施報告の中で「電子カルテ延命対応、更新支援」「放射線機器一括調達支援」を挙げており、契約コンサルティング業務に含まれているという認識を有していたはずであり、事業部とF H I との間で追加的な報酬合意も認められない。

F H I が自ら商流に入って売買差益を得る行為は、日大が支払うリース料をその分引き上げることになり、調達対価の適正等を確保する義務に反し、日大に損害を与えたものと考えられる。

#### (5) 関係者の認識

第2事件は、合理的理由がないのに、藪本氏の関連会社が商流に入り、これらの会社が受ける売買差益に応じて、日大が支払うリース料が増加し、日大が損害を被るというものである。

第2事件との関係で問題となる①ニシキ、インテリジェンスが商流に入ること、②ニシキ、インテリジェンスが何もしていないこと、③ニシキ、インテリジェンスを商流に入れる理由がないことの各事実についての関係者の認識は以下のとおりである。

ニシキ、インテリジェンス以外の会社が商流に入ることについての関係者の認識については第2事件と直接関係しないので、ここでは触れないが、特にFHIについては、前記(4)のとおり、損害賠償請求を検討する余地がある。

ア 井ノ口氏

①②③のいずれも認識していた。

イ 吉田氏

①②③のいずれも認識していた。ただし、吉田氏は、③部門システム部分の商流に関しては、何もしていない藪本氏の関連会社を入れる必要はないのではないかと井ノ口氏に伝え粘ったが、この会社を入れてくれと言われることは他の病院でもよくあることで、取引先である事業部の絶対的権力者だった井ノ口氏にノーと言えるわけがない、という旨を述べている。

ウ 田中前理事長

所得税法被疑事件で逮捕される前、第2事件の詳細については知らないと述べており、①②③とも認識がないという趣旨であった。井ノ口氏は、弁護人を通じて、「第2事件のお礼として」田中前理事長側に、令和3年6月、合計3000万円を渡したと説明したが、田中前理事長や夫人に対し、「第2事件のお礼」ということは伝えていないとのことであった。

エ 甲

①②③いずれの認識もなかった。

オ 乙

本件医療機器7式については全く担当しておらず、①②③いずれの認識もない。

本件電子カルテシステムの部門システム部分については、吉田氏から商流を知らされ、ニシキが商流に入っていること(①)、ニシキが本件電子カルテシステムの延命にあたり何もしていないこと(②)を認識していたが、吉田氏の指示に従っていたにすぎない。ニシキが藪本氏の関連会社であることや、ニシキを商流に入れる理由がないことまでは知らず、③の認識はなかつ

た。なお、ニシキからインテリジェンスに変わったことは知らなかった。

#### カ その他の日大・事業部の役職員・従業員

現時点までの調査では、①②③のいずれかの事実を知っていたと認められた者はいなかった。

#### 2 義務違反及びこれに対する加担の有無（中間報告書(2) 第6）

第2事件については以下のとおりである。

- (1) 井ノ口氏には、日大理事として、また、事業部取締役としての善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められるというべきである。
- (2) 田中前理事長について、現時点までの調査では、第2事件における任務違背行為は認められず、第2事件における任務違背に伴う直接的な善管注意義務及び忠実義務違反も認められない。なお、それ以外の一般的な監視義務等の違反の有無に関する検討は、外部弁護士のみで構成される調査チームが別途担当する。
- (3) 甲について、第2事件における任務違背行為は認められず、第2事件における任務違背に伴う直接的な善管注意義務及び忠実義務違反も認められない。なお、それ以外の一般的な監視義務等の違反の有無に関する検討は、外部弁護士のみで構成される調査チームが別途担当する。
- (4) 乙は、事業部が見積書を提出した後に、商流にニシキが介在していることを知ったことから、内部通報すべき義務が乙に認められるか、その義務があるとして義務違反があるといえるかが問題となる。両説ありうるところであるため、更なる法的検討を要すると考える。

#### 3 日大の損害（中間報告書(2) 第7）

井ノ口氏が、任務に違背し、商流に入る合理的な理由のない藪本氏の関連会社を介在させたことにより、日大は、藪本氏の関連会社を得る売買差益の額から算出されるリース料に相当する額を含むリース料支払債務を負担することになった。これは日大にとって不必要な費用であり、日大の損害というべきである。損害額は、少なくとも、本件医療機器7式の商流に入ることによってニシキが得た売買差益額（約1.3億円）から算出されたリース料相当額、及び、本件電子カルテシステムの部門システム部分の商流に入ることによってインテリジェンスが得た差益6740万円から算出されたリース料相当額の合計であると考えられる。



令和3年12月6日、東京地方検察庁に被害届を提出済みである。

さらに、前記1(4)のとおり、FHIが商流に入ることは許されず、FHIが得た差益に対応して日大がリース会社に支払うことになった（債務を負担した）リース料も損害と考えることができる。ただし、現在、外部調査チームにおいて、本件医療機器7式の商流でFHIが得た差益を確認中である。

(別 紙)

中間報告書(2)「第5 調査により確認された事実」の要旨  
(本文と重複する部分については省略している)

1 概要 (本文 1 (1)参照)

2 前提事実

(1) 事業部設立の経緯

日大のスケールメリットを活かし、一括発注による価格の低廉化を図るため、平成 22 年 1 月 7 日、事業部を設立した。

(2) 物件の調達

日大では、物件の調達にかかる契約は、随意契約によることができる場合を除き、すべて入札に付さなければならないこととされているが、随意契約により事業部から調達できる範囲は、事業部以外から随意契約により調達できる範囲より広範とされている。

(3) 板橋病院における医療機器等の選定

板橋病院には物流委員会が設置されており、一定範囲の機器等の採用・導入に関して審議・答申する諮問機関である。病院経営にかかわる事項については物流委員会では審議されず、病院長、副病院長等で構成される執行部会で承認された後、物流委員会へ報告される運用となっている。

(4) 事業部の病院部門 (本文 1 (1)参照)

3 本件医療機器 7 式

(1) リプレイスの必要性

これまでの医療機器 (MRI 装置, CT 装置及び X 線血管撮影装置) は、設置から相当年数を経過していた。医師や技師などの板橋病院の現場も、リプレイスを希望していた。

(2) リプレイスの内容 (略)

(3) 機種を選定

吉田氏は、複数のメーカーの MRI 装置, CT 装置及び X 線血管撮影装置の一括提案を求めて競争させて、検討した結果、本件医療機器 7 式を採用した。

(4) 吉田氏からの提案

吉田氏は、令和 2 年 1 月頃、板橋病院に対し、医療機器のリプレイスを提案した。リプレイスにより、撮影速度が上昇して検査件数が増加する等の理由から、収支改善につながるとの説明であった。板橋病院が本部に相談しておらず導入は難しいのではないかと回答すると、吉田氏は、事業部が本部と交渉すると述べた。その後、吉田氏は、甲に対して、前記と同様

の説明をして提案をした。

(5) 板橋病院での手続き

吉田氏は、板橋病院に対し、本部と話がついたので、導入に向けて動いてほしいと依頼し、板橋病院内で所定の手続きが履践され、令和3年1月7日、医学部長から日大本部に内申がなされた。

なお、板橋病院の医師や技師の要望を踏まえ、機能の追加がなされている。

(6) 日大本部での手続き

医学部長からの内申を受け、所定の手続きを経て、令和3年2月5日、理事会で本件医療機器7式のリプレイスが承認された。その後、リース会社の入札が行われ、リース会社との間でリース契約が締結され、同契約に基づき引渡しを受けた。

(7) 本件医療機器7式の商流（本文1(2)参照）

4 本件電子カルテシステム

(1) 電子カルテシステムとは（略）

(2) 更新（又は延命対応）の必要性

板橋病院の電子カルテシステムは、Windows7に対するMicrosoftのサポートが終了するのに伴い、令和3年3月末にベンダー（「D社」）によるメンテナンスエンドを迎えることになっており、令和2年頃、D社からすべてのシステムのバージョンアップとハードウェアの入れ替えを打診された。

(3) ベンダー選定までの経緯

事業部においては、「D社によるシステムの入れ替え」と「D社とは別のベンダーの電子カルテシステムへの移行」の両案が同時に検討されていたが、後者の案は前記メンテナンスエンドとの関係で、時間的に実行が無理な状況にあった。板橋病院としても、病院機能評価の更新受審への対応のため、前者の案を希望していた。

このような状況で、井ノ口氏は当初、前者の案を拒んでいたが、メンテナンスエンドが切迫する中、吉田氏の度重なる説得の末、D社による延命対応を了解した。

(4) 板橋病院での予算取り

板橋病院では、令和2年9月から10月頃、令和3年度の予算に概算費用を計上した。

(5) 基幹システム・ハードウェア・本件部門システムへの3分割

井ノ口氏は、D社に対する支払額を5億円以内に収めるよう指示した。

吉田氏は、井ノ口氏からの指示を受け、①基幹システム部分、②ハードウェア部分、③部門システム部分に分け、①基幹システム部分のみについて、

D社から役務提供を受けることとした。

(6) 板橋病院での手続き

令和2年12月11日、板橋病院の執行部会にて、D社によって電子カルテシステムの延命対応をすることが報告された。

(7) 日大での手続き

令和3年2月24日、事業部から見積書等が提出された。医学部における所定の手続きを経て医学部長から日大本部に内申がなされ、本部でも所定の手続きが履践されて、同年4月2日、理事会で、本件電子カルテシステムの更新及び事業部からの調達が承認された。

その後、リース会社の入札が行われ、同年5月13日付けでリース契約が締結されて、リース契約に基づく引渡しが完了した。なお、事業部が見積書を提出した後、納品物の内容が変更等されたため、変更契約が締結されている。

(8) 本件電子カルテシステムの商流

①基幹システム部分及び②ハードウェア部分は、事業部がD社又は調達先から直接調達しているため、問題となっていない。

③部門システム部分の商流については、本文1(3)参照。

5 FHIが商流に入ることの是非(本文1(4)参照)

6 資金の「還流」

第1事件、第2事件を通じて、資金の「還流」の有無が最重要事項であり、井ノ口氏、藪本氏及び田中前理事長の各弁護士に対して説明を求めてきた。井ノ口氏の弁護士からは回答があったが、藪本氏の弁護士からは回答を断られた。田中前理事長の弁護士には協力を依頼している。このような次第で、資金の「還流」については、日大や事業部の他の役職員が関与しておらず、取引業者からの聴取でも「還流」を確認できていないため、事実関係を十分に解明することが困難な状況にある。最終報告まで引き続き調査を行う予定である。

ニシキ又はインテリジェンスから日大及び事業部の役職員(井ノ口氏及び田中前理事長以外を除く)に対する「還流」は現時点では確認されていない。

7 関係者の認識(本文1(5)参照)